




▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への、農水省以外の他省庁の支援策をまとめましたのでご紹介します。

農水省HP：ホーム>基本政策>新型コロナウイルス感染症について>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策 > 支援策（他省庁）

支援の対象	支援の対象	支援の内容	所管省庁
事業の継続に 役立つ支援	【持続化給付金】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。 	経済産業省
	【生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助)】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3(特別枠は、一律2/3)	経済産業省
	【生産性革命推進事業(持続化補助)】 小規模事業者の販路開拓等のための取組み	補助上限：50万円(特別枠は、100万円) 補助率：2/3	経済産業省
従業員の雇用維持に 役立つ支援	【雇用調整助成金(制度概要)】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度	【緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日)までの休業等に適用される助成率・加算額】 ○休業手当に対する助成 > 中小企業4/5、 > 大企業2/3 ○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ (1日当たり助成額上限8,330円) > 中小企業9/10 ※さらに①新型インフルエンザ等特別措置法に基づく休業要請等に協力している、②労働者の休業に対する休業手当の支払い100%または支払い上限額(8,330円)以上であることなど一定の要件を満たせば10/10 > 大企業3/4 など ○教育訓練をした場合 > 中小企業2,400円/日加算 > 大企業1,800円/日加算 	厚生労働省
	【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 (1) 休業等計画届の事後提出が可能 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規卒卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)の休業等については下記も適用 (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)も休業の対象 (7) 支給限度日数(100日)とは別に活用可能		
	【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して助成。(令和2年2月27日から令和2年6月30日までの有給休暇に適用)		
(参考)【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者 ※一定の要件あり	就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)	厚生労働省	

支援の対象	支援の対象	支援の内容	所管省庁
人材確保に役立つ支援	<p>【技能実習生等に対する雇用維持支援の活用】 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援。また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進。</p>	<p>【付与される在留資格】：特定活動(就労可能) 【在留期間】：最大1年 【要件】：申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり</p> 	出入国在留管理庁
経営環境の整備に役立つ支援	<p>【IT導入補助】 中小企業者・小規模事業者において、在宅勤務制度を導入するため、テレワークに利用できる業務ツール等の導入</p>	<p>補助額：30～450万円 補助率：1/2 (特別枠は補助率2/3(特別枠に限り、PC等のハードウェアに係るレンタル費用も補助対象)</p>	経済産業省
	<p>【働き方改革推進支援助成金】 (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース) 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主 ※事業実施期間：令和2年2月17日～5月31日</p>	<p>補助上限額：100万円 補助率：1/2 (テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等)</p>	厚生労働省
	<p>【働き方改革推進支援助成金】 (職場意識改善特例コース) 感染症対策として、特別休暇制度を就業規則等に整備した中小企業事業主 ※事業実施期間：令和2年2月17日～5月31日</p>	<p>補助上限：50万円 補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成(就業規則等の作成・変更、労務管理用機器等の購入・更新等)</p>	厚生労働省